

木造住宅の耐震診断費 補助のご案内

令和7年度



◇令和6年度より補助対象を拡大しました◇

習志野市

習志野市では地震に強いまちづくりを進めるために、市民の皆様が現在お住まいの木造住宅について、耐震診断（精密診断）を実施する場合に、診断費の一部を補助する制度を実施しています。

耐震診断の契約に先立ち、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

■対象となる木造住宅とは？

木造住宅で次のすべてに該当するもの

- ア 市内に建築されていること。
- イ 主要構造部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部をいう。）が木材であること。
- ウ 在来軸組構法又は枠組壁工法（2×4工法）により建築されたものであること。ただし、特殊な認定工法等は除く。
- エ 平成12年5月31日以前に建築または着工された建築物であること。
- オ 一戸建ての住宅又は併用住宅（居住する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のものに限る。）であること。
- カ 地上階数が2以下であること。

■補助対象者とは？

上記の木造住宅を所有し、かつ居住している方で、次の全てに該当する方が対象となります。

- ア 本市の住民基本台帳に記載されていること。
- イ 過去に耐震診断補助金の交付を受けていないこと。（共有者も対象）

■耐震診断の内容とは？

木造住宅耐震診断士（※）が「木造住宅の耐震診断と補強方法（改訂版）」（一般財団法人日本建築防災協会発行）に記載された一般診断法又は精密診断法により、地震に対する木造住宅の安全性を診断します。

（※）木造住宅耐震診断士

補助の対象となる耐震診断は、習志野市に登録した木造住宅耐震診断士が実施するものに限ります。原則として、市民の皆様が「習志野市木造住宅耐震診断士名簿」より木造住宅耐震診断士を選定します。この名簿は市のホームページまたは市役所建築指導課の窓口でご覧いただけます。

■補助の額は？

耐震診断に要する費用の3分の2（1千円未満の端数は切り捨て）となります。

ただし、8万円を限度とします。

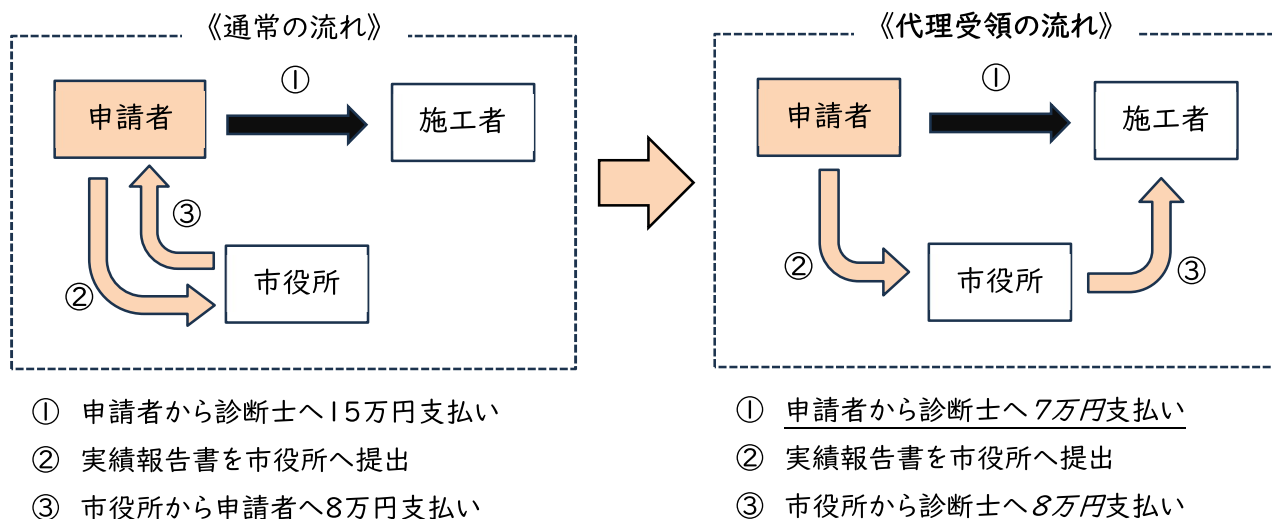
■代理受領制度について

習志野市から耐震診断士に補助金を直接支払うことができます。

耐震診断を行う方は診断費から補助額を差し引いた額を用意すればよいので、初期費用の負担を軽減できます。

制度を利用する場合には、実績報告書（第2号様式）の5の欄に代理とする補助金の額を記入し、交付請求書の提出時に委任状（第4号様式）を添付して提出してください。

●代理受領のフロー図（耐震診断費15万円、補助金8万円の場合）



※「通常の流れ」と「代理受領の流れ」のどちらかを選択することができます。

■受付期間について

令和7年4月15日（火）～令和8年1月9日（金）

予定棟数になり次第、受付終了。（受付終了のご案内は市のホームページをご確認ください。）

■受付方法について

建築指導課窓口にて、先着順で受付をおこないます。

必要書類が揃っていない場合は、受付できない場合がありますのでご注意ください。

■受付時必要書類について

1. 習志野市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書
(「住民票」については市役所内部で確認するため、書類は不要です。)
2. 登記事項証明書又は木造住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類
3. 木造住宅耐震診断に要する費用の見積書の写し
4. その他(委任状等)

■提出書類の様式について

各様式は、市のホームページよりダウンロードできます。

1. トップページ
 - ↓
 2. 便利なサービス/各種手続き・申請 申請書DL・電子申請
 - ↓
 3. 申請書ダウンロード
 - ↓
 4. 都市整備関係/建築指導関係の申請
 - ↓
 5. 木造住宅「耐震診断費補助」関係

お問合せ先

習志野市役所 都市環境部 建築指導課

電 話 047-453-9231(直通) FAX 047-453-7384

ホームページ <https://www.city.narashino.lg.jp/index.html>

(下記コードからもご覧いただけます)

キーワード検索

ID検索

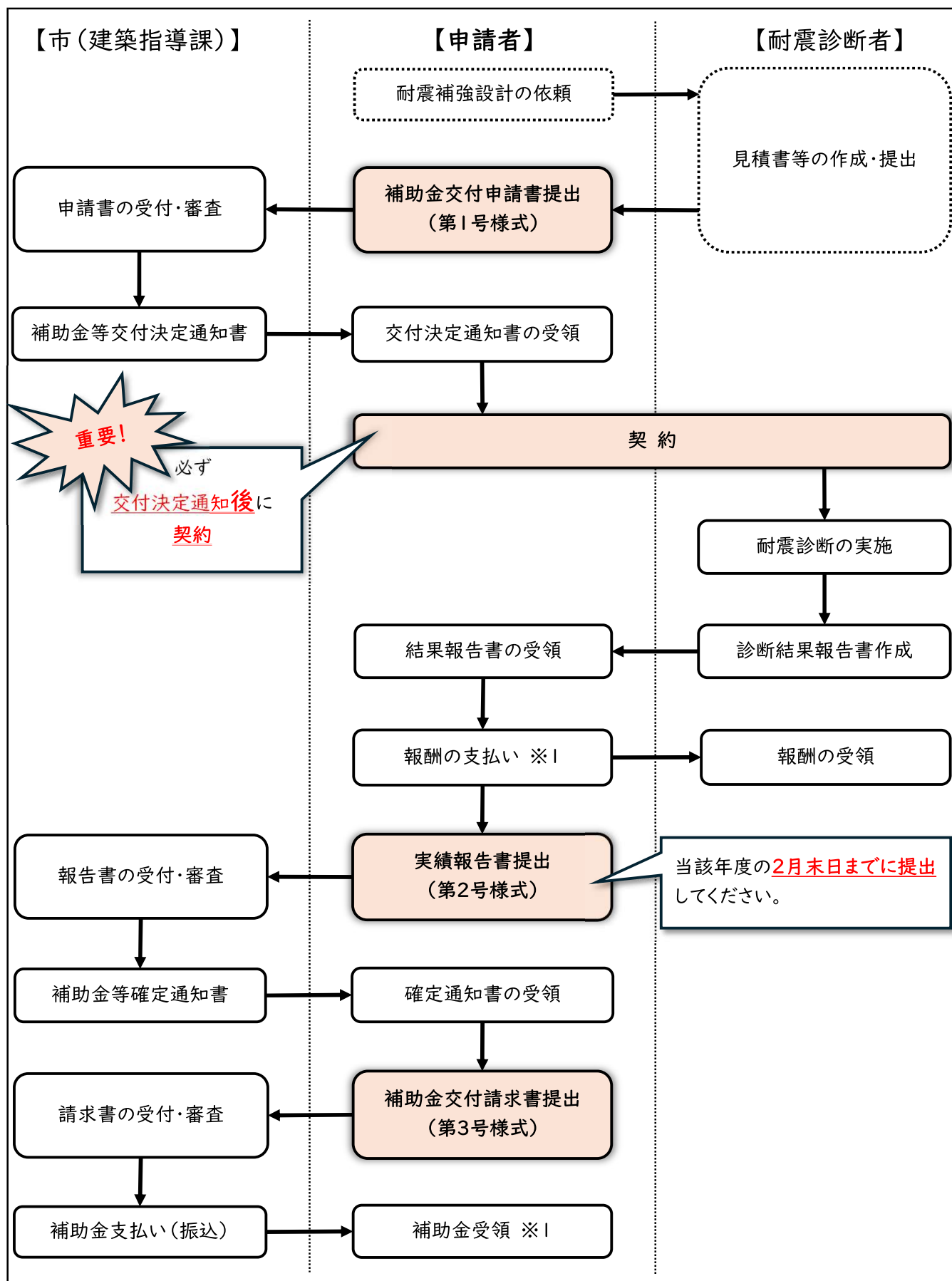
木造住宅 耐震

×



●木造住宅耐震診断費補助事業の手続きの流れ

契約は、交付決定通知後に締結してください。交付決定前に診断契約の締結や診断を着手をしたときは、補助金を交付できませんのでご注意ください。



※1 耐震工事の補助金を市から耐震診断士へ直接支払うことが可能です。（代理受領制度）
詳しくは、建築指導課にお問い合わせください。

手続き時の提出書類

補助金の交付申請や実績報告を行うときは、次の書類を提出する必要があります。

No.	<交付申請時>
1.	☐ 交付申請書<第1号様式>
2.	☐ 登記事項証明書又は木造住宅の所有者及び建築年月日が確認できる書類
3.	☐ 木造住宅耐震診断に要する費用の見積書の写し
4.	☐ その他(委任状等)
No.	<実績報告時>
1.	☐ 実績報告書<第2号様式>
2.	☐ 木造住宅耐震診断結果報告書
3.	☐ 木造住宅耐震診断に要した費用の請求書の写し
4.	☐ 木造住宅耐震診断に要した費用の領収証の写し
5.	☐ その他(委任状等)
No.	<交付の請求時>
1.	☐ 交付請求書<第3号様式>
2.	☐ 委任状(代理受領又は申請者と口座名義が違う場合)<第4号様式>

◆申請者以外の方が申請や報告をするときは、委任状等が必要となります。

◆対象木造住宅を共有している場合は、委任状が必要となります。

◆要件等を確認するために、上記以外の書類を提出していただくことがあります。

★注意: 交付申請書、実績報告書等に使用する印鑑は、すべて同じものをご使用ください。

ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

習志野市役所 都市環境部建築指導課 ☎047-453-3967